

広島県告示第七百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十三年八月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇賀安田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
世羅郡世羅町大字安田字殿風呂六〇三番八地 先から 世羅郡世羅町大字戸張字浜田二六番一〇地先 まで	旧	四・七〇〇 一八・〇〇〇	三〇三・〇〇〇	
世羅郡世羅町大字安田字殿風呂六〇三番八地 先から 世羅郡世羅町大字戸張字浜田二六番一〇地先 まで	新	四・七〇〇 一八・〇〇〇	三〇三・〇〇〇	ダブルウェイ 一般国道一八 四号と一部重 複
世羅郡世羅町大字戸張字沖田一七番四地先 まで	新	一一・〇〇〇 二七・〇〇〇	五三六・五〇〇	